別紙

現場代理人兼務届出書

年　　月　　日

会津美里町長

住所

商号又は名称

代表者氏名

現場代理人の兼務について、下記のとおり届出いたします。

　なお、工事の施工に当たり、関係法令を遵守し安全管理及び工程管理に万全を期し、万が一施工が不適当と判断されたときには、いかなる措置を受けても意義はありません。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人氏名 |  | 連絡先 | (携帯番号等) |
| １　対象工事 |
| 発注機関 |  |
| 工事担当課名 |  |
| 工事番号・工事名 | 第 号 |
| 工事箇所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 | 　　年　　月 日　～　 　　　　年　　月 日 |
| 主任技術者氏名 |   |
| ２　先行工事(現場代理人が現在従事している工事) |
| 発注機関 |  |
| 工事担当課名 |  |
| 工事番号・工事名 | 第 号 |
| 工事箇所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 | 　　年　　月 日　～　 　　　　年　　月 日 |
| １との重複期間 | 　　年　　月 日　～　 　　　　年　　月 日 |
| 主任技術者氏名 |   |

(注)国等が発注する工事の場合、国等が現場代理人の兼務を承認したことが明らかな書類を添付すること。

 (裏面)

(1)届出書が提出された各工事現場において、受注者は次の事項を履行すること。なお、履行されていないことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

　①現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。

　②現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事現場の運営及び取り締まりを徹底すること。

③現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記の①、②、③の義務事項を除外する。

ア)工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ)契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ)片方の工事が中止または休止となっている場合

エ)工場製作のみが行われている場合

　　④現場代理人は、１日１回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

　　⑤現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2)緩和措置対象工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとする。

(3)受注者が発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。